

國民藝聞樂閩

第39号 2016年8月9日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

2016 年度人事院勧告

3年連続ペア勧告も実質賃金低下 配偶者の扶養手当を2年で半減

人事院は8日、内閣と国会に対して、国家公務員の給与に関する勧告とともに、職員の両立支援 にかかる勤務時間の改定に関する勧告と意見の申出、および関連する報告を行いました。

給与勧告では、公務員給与が民間給与と比較して「708 円、0.17%」下回るため、官民較差に基づき月例給を引上げるとし、その配分は、初任給を1,500 円引上げ、若年層についても同程度改善、その他は400 円を基本に改定し、すべての号俸での引上げとなります。一時金は、民間の支給割合4.32 ヵ月に見合うように0.1 ヵ月引き上げて年間4.30 ヵ月とするとし、3 年連続となる俸給表の水準と一時金の引上げが勧告されました。

一方で、「給与制度の総合的見直し」により平均2%、最大4%の俸給水準引き下げが強行される中、2018年3月末までの現給保障措置がとられていますが、今勧告で多くの職員が現給保障額を上回らないことから、「給与制度の総合的見直し」を円滑に進めるためとして、その原資を本府省業務調整手当の段階的引上げにまわすとしており、地方との格差がいっそう広がります。

そして、配偶者に係る手当を現行の 1 万 3 千円から 6,500 円に半減し、その原資をもって子に係る手当を 6,500 円から 1 万円に引き上げるなどとする「扶養手当の見直し」が勧告されました。これにより、少なくとも、扶養手当受給者の半数を超える 7 万 7 千人余りが労働条件引き下げとなります。

また、改正育児・介護休業法が来年1月から施行されるのを受けて、介護休暇の分割取得や介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲拡大などを内容とする「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告」が示されました。

勧告を受け、全労連、公務労組連絡会、国公労連、自治労連、全教、日本医労連などが声明・談話を発表。公務労組連絡会は幹事会声明で、「3年連続となるベア勧告は、賃金改善を求める粘り強いたたかいの反映であるが、その水準は公務労働者の生活を改善するにはほど遠いものである。最低時間額をただちに1,000円以上とする要求をはじめ、臨時・非常勤職員の労働条件改善にも背をむけるなど、きわめて不満」と表明。「扶養手当の見直し」に関して、労働組合とのまともな協議もなく、配偶者手当を切り下げる勧告は、人事院の使命に反した暴挙であり断じて認められないと強調。改善部分の早期実施と配偶者手当の改悪阻止、「給与制度の総合的見直し」を中止させるたたかいを引き続き強化する決意を示しています。

STOP暴走政治、戦争法廃止! 壊すな憲法 暮らしまもる共同で、賃上げと雇用の安定、地域活性化